

公益財団法人青森県暴力追放県民センター役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人青森県暴力追放県民センター定款第14条、第32条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の支給及び種類)

第2条 役員等に対する報酬は、常勤理事のみに支給し、非常勤の理事、監事及び評議員は無報酬とする。

2 常勤理事の報酬は、給与手当のみとする。

3 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 常勤理事の報酬は、その金額を通貨で、直接常勤理事に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤理事が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤理事の報酬は、その月の月額の全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人青森県暴力追放県民センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定に準ずるものとする。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた月額333,000円、年間総額3,996,000円を超えない範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤理事が、職員給与規程に規定する、通勤手当を支給要件に該当する場合は、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の月額、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給に必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第7条 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条

について同じ。)を支給する。

- 2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときの報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。